

●香川県告示第210号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年4月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量
臨港交通施設（臨港道路）	B地区1号線	高松市朝日町5丁目430番4地先から 高松市朝日町4丁目496番22地先まで	延 長 689.0m 車道幅員 15.5m 道路敷幅 20.5m 面 積 14,718m <sup>2</sup>